

中央市果樹農業塾(ブドウ・モモ研修)開催・実施要項

中 央 市
一般財団法人 中央市農業振興公社

制定 令和5年3月27日

1 中央市果樹農業塾開催の目的

中央市内での果樹農業の振興に必要な担い手の確保・育成について、県、市及び一般財団法人中央市農業振興公社(以下「農業振興公社」と言う。)が連携して進めるための中心的組織として「中央市果樹農業塾(ブドウ・モモ研修)」(以下「果樹農業塾」と言う。)を設置し、果樹農業の担い手農業者の確保や新規就農者等の果樹農業への就農促進及び経営発展・規模の拡大を進めるため、生産技術の習得、生産技術の高度化等の側面から支援することを目的とする。

2 中央市果樹農業塾の運営

果樹農業塾の運営は、農業振興公社が県(中北農務事務所並びに果樹試験場)及び中央市と連携しながら計画的に運営を行う。

なお、研修内容の企画・計画・講師については、専門的知識を活用しつつ県を中心として行う。

また、農業振興公社は、中央市果樹農業塾開催に必要な研修圃場等の確保や開催通知発送等の事前準備と受講生の確保を行う。

3 中央市果樹農業塾(ブドウ・モモ研修)参加の募集

(1)農業振興公社は、公社HPや「道の駅とよとみ」・「た・から」等での募集掲示等により広く市内に果樹農業塾生の募集を行う。

(2)年度の中途から受講する場合は、翌年度においても受講しながら年間を通じた技術の習得に努めていく。

(3)農業振興公社と県が協議して、応募者が多数となり効果的な研修ができないと判断した段階で、受講生募集は終了する。

4 申し込み方法及び期限

(1)任意の申込用紙を振興公社に持参又は郵送する。

(2)申込用紙には、住所・氏名、電話番号、現在農業経営を行っている場合は、経営概要を記入する。

(3)令和7年3月31日まで

- 5 中央市果樹農業塾(ブドウ・モモ研修)参加対象者
 - (1)中央市民であって、既に果樹農業を行っている者及び果樹農業を開始しようとする新規就農者。
 - (2)中央市内において果樹農業を開始しようとする新規参入者。
 - (3)農業振興公社が特に認めた者。
 - (4)概ね8割以上の出席が可能な者。

- 6 中央市果樹農業塾(ブドウ・モモ研修)研修内容及び研修期間
 - (1)研修の構成は、座学及び圃場での実習研修とする。
 - (2)研修内容の詳細は別添の通りとする。
 - (3)研修生の要望に基づき、当初計画されていない事項の研修内容についても、県と協議しつつ計画的に研修に組み入れながら、より実践的な研修内容としていく。
 - (4)研修期間は特に定めず、果樹農業塾生の技術的確立をもって判断する。

- 7 研修場所
座学については振興公社、実習については圃場並びに協力農業者の圃場での研修とする。

- 8 経費
受講料は2,000円、交通費・昼食費、宿泊費等は自己負担とする。
なお、研修開始時までには傷害保険に加入する。

- 9 持ち物
剪定はさみ等の農作業用道具及び作業着、帽子、手袋等の作業が可能な服装と健康保険証、昼食等

- 10 問い合わせ先
郵便番号 400-1513
中央市大鳥居 3866
(一財)中央市農業振興公社 電話 055-269-2411
F a x 055-269-2412

付則 この開催・実施要項は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年度中央市果樹農業塾(ブドウ・モモ研修)

～ 講座内容とスケジュール ～

開講式 4月上中旬(ブドウ・モモ研修の塾生合同)
果樹農業の留意点について
果樹農業の経営について
(講師 県中北農務事務所職員)

1 ブドウ研修塾生コース(講習は原則圃場、実演はシャインマスカット)

- ① 5月中旬 摘房・房づくり・ジベレリン処理のポイント講習
(講師 県中北農務事務所職員)
- ② 6月上旬 摘粒・袋掛け・防除のポイント講習
(講師 県中北農務事務所職員)
- ③ 9月中 栽培圃場の土壌採取と土壌分析
(県中北農務事務所職員による分析)
- ④ 10月中旬 施肥管理のポイント講習(座学)
(講師 県中北農務事務所職員)
- ⑤ 12月上旬 樹体に即した剪定ポイント講習
(講師 県中北農務事務所職員)
- ⑥ 1月中旬 剪定・誘引ポイント講習
(講師 県中北農務事務所職員)

2 モモ研修塾生コース(講習は原則圃場)

- ① 5月上旬 摘果・袋掛け・防除等のポイント講習
(講師 県中北農務事務所職員)
- ② 9月中 栽培圃場の土壌採取と土壌分析
(県中北農務事務所職員による分析)
- ③ 10月中旬 施肥管理のポイント講習(座学)
(講師 県中北農務事務所職員)
- ④ 12月中旬 樹体に即した剪定ポイント講習
(講師 県中北農務事務所職員)